

保存版 ご家庭へお持ち帰りください。

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No.441

平成24年11月15日発行



掲載記事の詳細については、共済組合ホームページをご覧になるか、コールセンターへご照会ください。
(電話番号等は最終ページに記載しています)

- お子様が生まれたときや被扶養者の方が就職したときなどは、勤務先への届出とは別に、共済センターへ30日以内に被扶養者申告書を提出してください。
- ご本人が退職したときや被扶養者の方の資格がなくなったときは、速やかに組合員証又は被扶養者証を共済センターに返却してください。

INDEX

- ① メタボ健診受診券の有効期限が迫っています!.....p 2
 - ② ご存知ですか?共済組合のサービス.....p 3
 - ③ 被扶養者の認定基準について知っておきましょう!...p 6
 - ④ 資格喪失した組合員証をうっかり使用していませんか?...p 7
 - ⑤ 団体積立年金保険「みらい」のお知らせ.....p 7
 - ⑥ 60歳になった方は退職共済年金の請求をしましょう...p 8
 - ⑦ 退職共済年金の支給開始年齢が引き上げられます...p 9
 - ⑧ 退職共済年金と高年齢雇用継続給付の調整.....p 9
 - ⑨ お忘れの給付金の請求はありませんか?.....p 10
 - ⑩ 地方自治体医療費助成を受けている方は
届出をお願いします!.....p 11
 - ⑪ 「ジェネリック医薬品」の利用をお願いします.....p 12
- 日本郵政共済組合(共済センター)の連絡先など.....p 12

メタボ健診受診券の有効期限が迫っています！

特定健康診査(被扶養者、任意継続組合員が対象)

6月初旬に、メタボ健診の受診に必要な「特定健康診査受診券」を対象者全員に発送しましたが、もう受診されましたか？

受診券の**有効期限は平成24年12月末日**です。メタボ健診は受診券と組合員証(被扶養者証)を提示することにより**無料**で受診できますので、まだ受診されてない方は、期限内にぜひ受診しましょう。

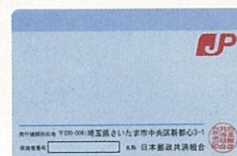
※ 受診券を無くされた方は共済組合コールセンターまでお電話ください。



この封筒で送付しています。



これを持って受診に行きましょう！



備考 組合員本人には各会社で実施する定期健康診断を受診することで特定健康診査を受診したことに代えられますので、受診券は発行しません。

特定保健指導

【被扶養者、任意継続組合員】

メタボ健診を受診された方で、健診結果により生活習慣病の発症リスクが高いと判定された方に「特定保健指導」の利用をお勧めしています。利用方法と特定保健指導利用券を送付していますので、是非利用し、日々の生活習慣を見直しましょう。

利用券と組合員証(被扶養者証)を提示すると、料金の3割を自己負担することでご利用いただけます。なお、この3割分については、途中で脱落したり資格喪失等することなく終了した方には、組合員からの請求によりその自己負担分を全額お返しします(請求方法はホームページ「特定健康診査・特定保健指導」をご覧ください)。

なお、資格を喪失又は認定が取消された時点で特定保健指導は終了となりますので、ご注意ください。

【組合員】

定期健康診断の結果、特定保健指導の対象となった組合員への特定保健指導は、郵政健康管理センター又は委託機関が事業所に訪問のうえ、実施します。なお、これらの機関から各事業所を通じて対象の組合員へ連絡します。

《助成担当》

ご存知ですか？ 共済組合のサービス

組合員証 の提示で、お得に利用できる施設

1 宿泊施設をお得に利用

チェックイン時に組合員証(被扶養者証)を提示すると、お得な料金で利用できます。余暇を利用してリフレッシュを！
割引を受ける方全員の組合員証(被扶養者証)を、提示する必要があります。

施 設	料 金
かんぽの宿・かんぽの郷	1人1泊につき2,000円引き (注1)(注2)
ラフレさいたま	1泊につき1,500円引き (注3)
日本ペンション協会	1人1泊につき2,000円引き
沖縄指定宿泊施設	
東急ホテルズ	一般客室料金から40%引き
KKRホテルズ&リゾート(国家公務員共済組合連合会)	各施設の組合員料金



- (注1) 繁忙期やご利用のプランにより、1,500円の割引になる期間があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
(注2) 「かんぽの宿・KKR宿泊利用手帳(20年、30年勤続表彰時等に配付されたもの)」と併用する際には500円の割引になります。
(注3) 「かんぽの宿・KKR宿泊利用手帳」と併用することができません。

2 提携スポーツクラブをお得に利用

「(株)コナミスポーツ&ライフ」及び「セントラルスポーツ(株)」と日本郵政共済組合は、法人会員契約を締結しています。
組合員証(被扶養者証)を各スポーツクラブへの入会の際に提示することで、お得な料金で利用することができます。

(1) 入会資格

組合員証をお持ちの方で、ご利用施設が指定する年齢に達している方
(被扶養者の方も被扶養者証をお持ちであれば法人会員として入会できます)

(2) 利用料金及び入会に必要なもの



		コナミスポーツクラブ		セントラルスポーツ
		月会費制 法人契約個人会員	都度利用料制 法人契約 都度利用会員A	都度利用料制 個人登録カード
利用料金		月利用料 4,515円～12,810円	1回の利用料 840円～2,100円 (一部2,730円又は4,620円)	1回の利用料 525円～2,100円
入会 手続に 必要な もの	ア 組合員証 (被扶養者証)	○	○	○
	イ 認印	×	○	○
	ウ 入会金等	○ 事務手数料 6,300円	×	○ カード発行手数料 525円
	エ 金融機関 口座等	○ 下記のいずれか (ア) 金融機関のキャッシュ カード及び認印 (イ) 金融機関の通帳及び 通帳届出印 (ウ) クレジットカード	×	×
	オ 月会費 1か月分以上	○ 施設により異なります。利用 する施設に確認してください。	×	×

《助成担当》

通話料無料で電話相談ができます

組合員と被扶養者を対象に、各種電話相談を実施しています。通話料・相談料は無料です（携帯電話・PHSからもつながります。）ので、どうぞご活用ください。



●メンタルヘルス専門「心の健康電話相談」

相談できる内容	電話番号	受付時間	対応者
メンタルヘルスに関すること	0120-84-5225	月～金曜日 午前9時～午後9時 土曜日 午前10時～午後6時 (日曜日・祝日及び1月1日から1月3日は休み)	部外専門機関 カウンセラー

●電話健康相談「ヘルシーダイヤル」

相談できる内容	電話番号	受付時間	対応者
健康、医療、介護、福祉に関すること全般	0120-36-2772	24時間年中無休	医師、保健師、介護士、 栄養士等の相談員

●育児・介護の電話相談

相談できる内容	電話番号	受付時間	対応者
育児、介護、税務、暮らしに関すること全般	0120-530-110	育児・介護相談	24時間年中無休 介護士等の相談員
		税務相談・ 暮らしのなんでも相談	月～金曜日 午前10時～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日及び 12月29日から1月3日は休み) 税理士等の相談員

《助成担当》

結婚情報サービスがあります

共済組合は、結婚情報サービス会社(株)ツヴァイと法人契約を結んでおり、組合員と家族の方は、割安な料金で利用できます。

問合せ・資料請求は、直接、下記(株)ツヴァイあてに連絡してください。



フリーダイヤル 0120-277-281

受付時間 10時から20時まで 携帯電話からもつながります。

法人専用サイト <http://www.zwei-network.com/r55/>

携帯サイト <http://281.jp>





ツヴァイの法人会員 2つのポイント

1 ご入会に必要な費用が、
一般会員の30%オフ！
(活動サポート費)

2 ツヴァイへの資料請求、
ご入会の事実などが
職場の方に知られること
はございません。

《助成担当》

人間ドック、がん検診、脳ドックを助成します

人間ドック、がん検診及び脳ドックを受診した場合、以下の助成を受けることができます。

【対象者】 受診日当日30歳以上(組合員本人が人間ドックを受診する場合及び任意継続組合員が人間ドック、がん検診、脳ドックを受診する場合は、受診年度の4月1日現在満30歳以上)で、下記表の対象欄が「○」の方

		組合員			任意継続組合員	
		本人	被扶養者		本人	被扶養者
			配偶者	その他		
人間ドック	対象	○	○	×	○	×
	助成額	請求不要 所属会社へ事前 申込みにより受診	上限 20,000円		上限 25,000円	
がん検診 胃がん 子宮がん 乳がん 肺がん 大腸がん	対象	○				
	助成額	検診1種類につき上限3,500円				
脳ドック	対象	○	×	×	○	
	助成額	上限 20,000円			上限 20,000円	

請求方法

(1) 助成請求書(様式 検診01から04のうち、該当のもの)

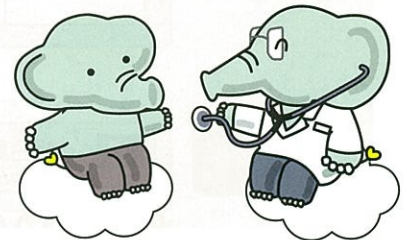
(2) 領収書(原本)

(3) 領収内訳が分かるパンフレット等

以下(4)及び(5)は年度内に満40歳以上になる方が人間ドックを受診した場合のみ必要

(4) 検診結果(写)

(5) 特定健康診査に係る質問票(様式 検診06)

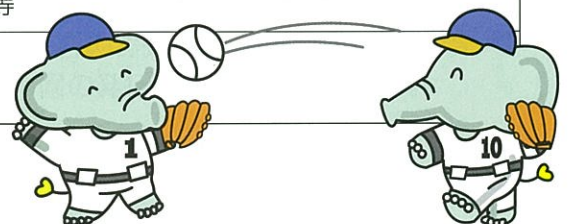


《助成担当》

社内レクリエーションを助成します

社内レクリエーションとして、ソフトボール大会、ボウリング大会等のレクリエーションを実施する際に、助成を行っています。

(1) 助成対象	ア 実施単位 事業所(合同又は分割で実施することができます) イ 助成行事 所属長等が承認した社内行事 (行事中に飲酒を伴う場合や、飲食のみを目的とする行事等は除く)
(2) 助成限度	参加した共済組合員数に1,000円を乗じた額を限度
(3) 主な助成項目	ア 参加賞(参加者全員に同一の物品を交付する場合に限る) イ 弁当代等 ウ 行事に必要な会場借上費及び消耗品費等
(4) その他注意事項	ア 年度内1回限り イ 金券類の購入代は、対象外です。



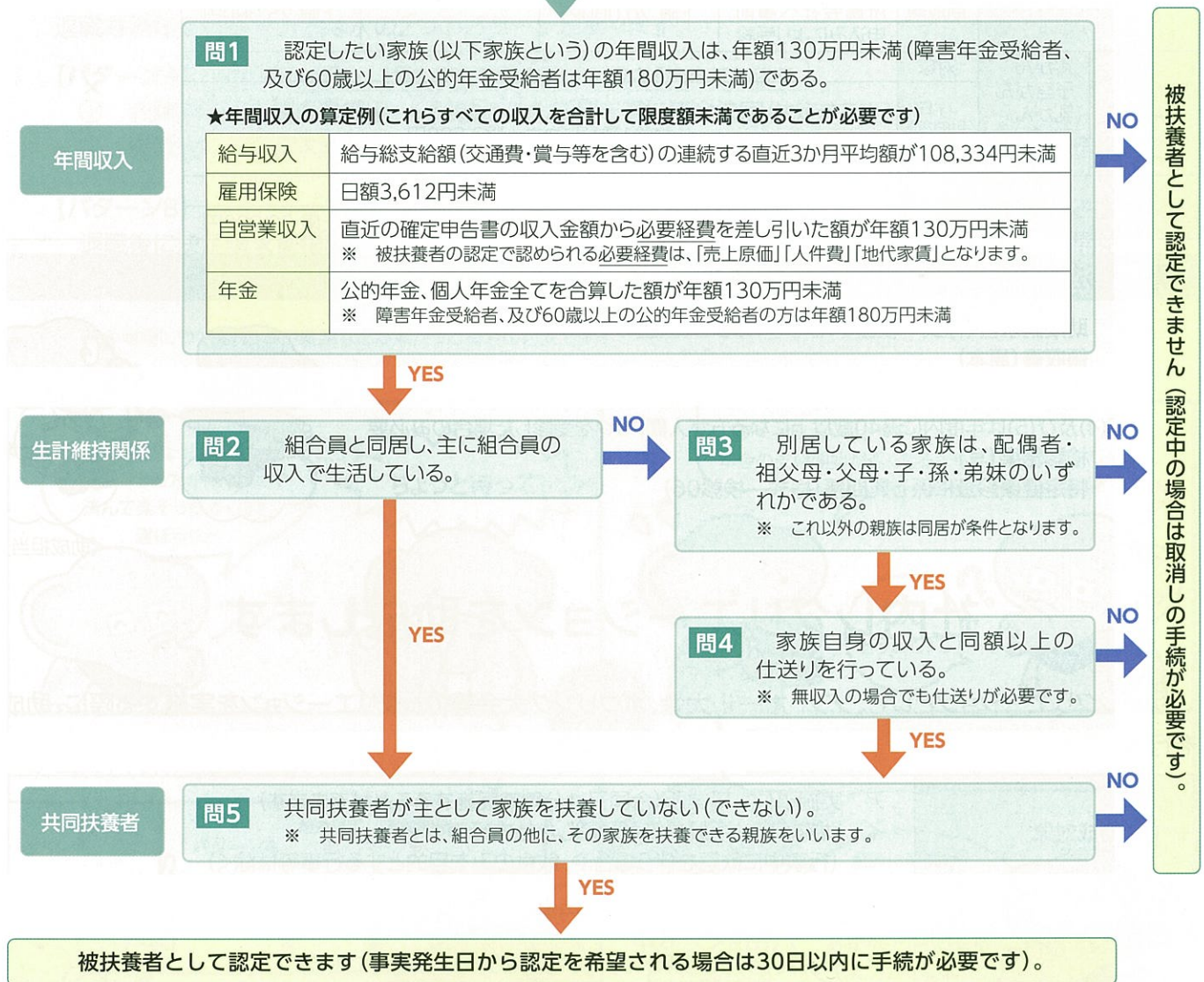
《助成担当》

被扶養者の認定基準について知っておきましょう！

家族(3親等内の親族)を被扶養者として認定する場合、「年間収入」、「生計維持関係」及び「共同扶養者」に関する3つの基準を満たしていることが要件となります。家族を被扶養者として認定している方や申請を考えている方は、これらの基準を満たしているかどうか、簡易判定フローチャートを使って判定してみましょう。

注意 実際の審査は、公的資料により確認を行いますので、フローチャートは、あくまでも目安としてご利用ください。

簡易判定フローチャート START



《被扶養者・任継担当》

資格喪失した組合員証をうっかり使用していませんか？

資格喪失後に組合員証（本人分、被扶養者分）を病院等の医療機関で使用すると、無資格診療となり、後日、共済組合が負担した医療費及び支給済みの給付金を返納していただくこととなりますので、十分に注意してください。

（例） 最高で500万円の返納となった事例も生じています。

資格喪失した後は、組合員証等を共済センターへ返却してください。

カード

● 組合員証（本人分、被扶養者分）



右端を切り取り
共済センターへ返却
してください。

《被扶養者・任継担当》

団体积立年金保険「みらい」のお知らせ

本年度も新規加入や口数変更のお申込みを多数いただき誠にありがとうございました。

新規加入及び口数変更された方へのご案内

新規加入された方には「ご加入のお知らせ」を11月頃、組合員本人のご住所に送付します。
なお、新規加入及び口数変更に伴う掛金は平成25年1月の給与から控除開始となります。

一時積増を申し込んだ方へのご案内

平成25年1月末頃、一時積増を申し込まれた方のご住所に払込取扱票を送付しますので、期限内に払い込んでください。

積立年金保険料額の通知のご案内

平成25年1月1日現在の積立金額及び加入内容を記した「ご加入内容のお知らせ」を平成25年3月頃、ご住所に送付します（平成24年4月～7月募集で申し込まれた方は、今回の発行対象とはなりません）。

《みらい担当》

60歳になった方は退職共済年金の請求をしましょう

受給要件

退職共済年金は、次の3つの要件を満たした場合に請求することができます。

- 1 60歳に達していること(生年月日がS28.4.2以降の方は、9ページのとおりの61～65歳となります)
- 2 共済年金と厚生年金保険や国民年金の加入期間が合計25年以上あること
- 3 共済組合員期間が1年以上あること

年金請求の流れ(60歳で3月末に退職する場合)

退職共済年金の請求方法は次の2つのパターンがあります。

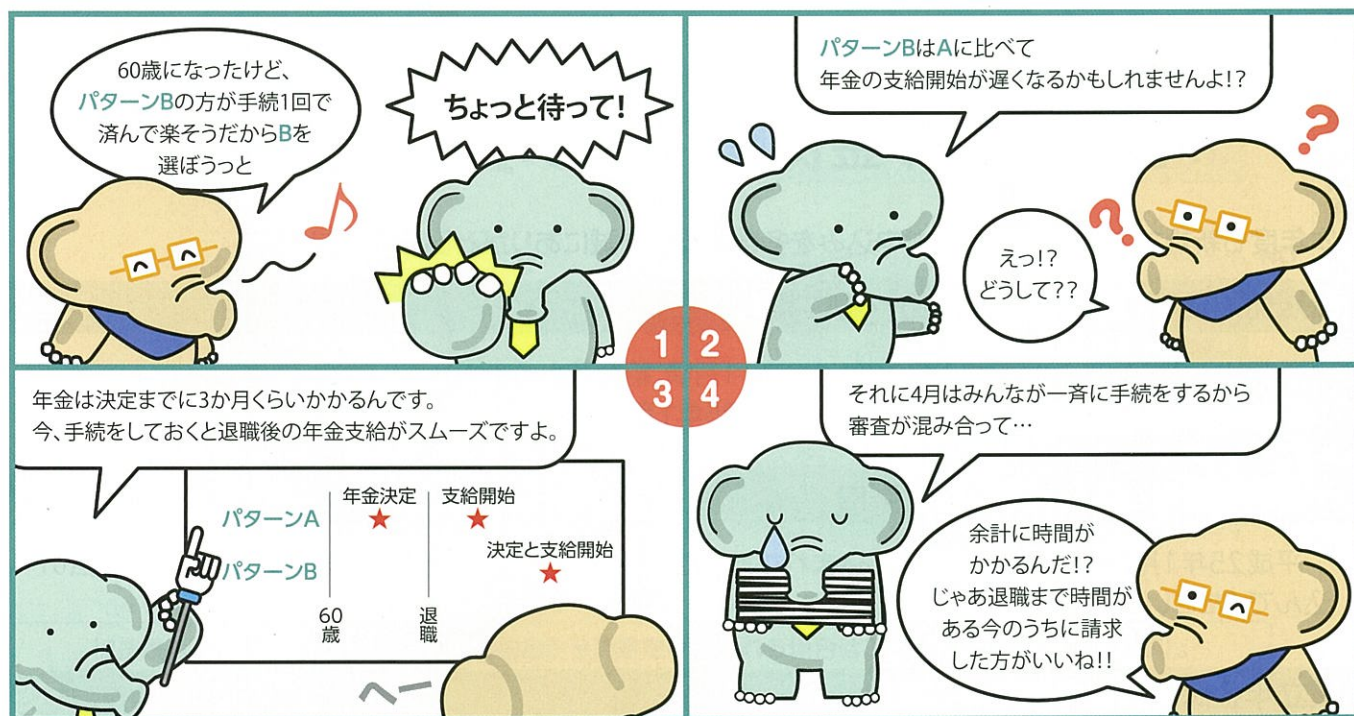
【パターンA】 昭和27年4月～11月生まれの方にはこちらをお勧めしています

- ① 在職中に決定請求書提出 → 60歳までの期間を基に年金決定(決定まで約3か月*)
- ② 退職後に改定請求書提出 → ①の年金に60歳から退職までの期間を算入し支給開始(支給開始まで約2か月*)

【パターンB】

退職後に決定請求書提出 → 60歳までの期間及び退職までの期間の年金を同時に決定し支給開始(決定及び支給開始まで3～4か月*)

※の期間については、不足書類などが無かった場合の目安です。

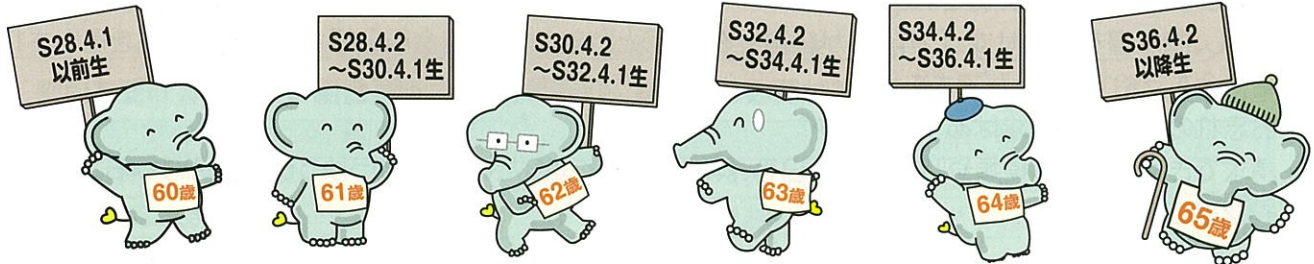


- 60歳を迎える月が平成24年4月～11月の方には誕生月翌月に、平成24年12月～平成25年3月の方には平成25年3月に請求書用紙を送付します。お手元がない場合など、お電話いただければ送付いたします。
- パターンAは12月末までに請求書類を整えられる方が対象となります。請求が1月以降になる方や、誕生月が12～3月の方はパターンBでご請求ください。

《年金担当》

退職共済年金の支給開始年齢が引き上げられます

年金が受給できるのは何歳から？



生年月日により支給開始年齢が上がっていきます

支給開始年齢未満で退職したときの提出書類は？



- 1 退職届
- 2 退職事由等に関する申告書

ただし「退職時に障害共済年金決定済みの方※①」や「退職後引き続き地方公務員になるとき※②」は別の書類も必要

※ ①のときは障害共済年金受給権者退職届や障害共済年金証書(原本)などが必要

※ ②のときは退職届ではなく組合員転出届書が必要

支給開始年齢以上で退職したときの提出書類は？

A 在職中に年金決定している場合

- 1 退職共済年金改定請求書類
- 2 退職事由等に関する申告書
- 3 退職共済年金証書【原本】
など

B 退職時にはじめて年金請求をする場合

- 1 退職共済年金決定請求書類
- 2 退職事由等に関する申告書
- 3 雇用保険被保険者証の写し
- 4 年金加入期間確認通知書
など

請求内容や退職後の状況によって、他にも必要な書類があります。



退職した日の翌日に、

1. 他の国家公務員共済組合に加入する方
2. 再雇用フルタイム勤務社員となる方

は、退職時の手続は必要ありません。

※ 1の方は、加入先に日本郵政共済組合に加入していたことを申し出てください。

2の方は、共済組合員の資格が継続しますので再雇用フルタイム勤務が終了したときに、上記AまたはBの書類を提出してください。

退職共済年金と高年齢雇用継続給付の調整

特別支給の退職共済年金を在職中に一部支給されている方が、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けると、退職共済年金の一部支給額と高年齢雇用継続給付との調整により、年金の一部が支給停止されます。

「退職共済年金支給停止事由該当届」に「高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写し」を添付して国家公務員共済組合連合会への送付をお忘れなく！

《年金担当》

お忘れの給付金の請求はありませんか？

◇ 共済組合給付金には請求期限があります。

ご結婚、ご出産、高額な医療費の負担及び被扶養者等がお亡くなりになったときなど、共済組合へ各種請求書を提出すると、給付金が支給されます。

しかし、請求書を提出せず、「2年間」が経過してしまうと時効となり、組合員の皆さまから請求書を提出されても給付金を支給することができません。

お忘れの給付金の請求はありませんか？

請求できる給付金の種類や時効の起算日等、詳細について知りたい方は「ゆうゆうライフMY共済'12」6～19ページをご覧ください。

◇ 東日本大震災に関する請求について、時効が迫っています。

昨年の東日本大震災で被災された方々には、あらためてお見舞い申し上げます。

震災から1年半を経て、以下の請求について、請求期限が迫っています。

請求期限については、次の表にあるとおりです。

	制度の概要	請求期限
災害見舞金	お住まいの家屋・家財に3分の1以上の損害があった方に、災害見舞金が支給されます。	平成25年3月11日
弔慰金 家族弔慰金	組合員・被扶養者の方が非常災害で亡くなった場合、弔慰金等が支給されます。	平成25年3月11日
埋葬料 家族埋葬料	組合員・被扶養者の方が亡くなった場合、埋葬料等が支給されます（組合員は、労災による場合を除きます）。	平成25年3月11日
一部負担金等 還付請求	一部負担金等免除証明書の発行を受ける前に医療費を自己負担した場合、領収書に基づき還付されます。	受診日の翌日から起算して2年間。最終は平成26年9月30日（東京電力福島原発事故による警戒区域等の方は別途）

◇ 福島原子力発電所事故にかかる警戒区域等に住居を有していた皆さまへの災害見舞金の支給について

東京電力株式会社福島原子力発電所の事故にかかる避難指示等が現在も継続している状況に鑑み、災害見舞金を以下のとおり支給します。

1 対象区域

福島原子力発電所の事故にかかる国の避難指示又は特定を受けた以下の市町村のうち、**警戒区域、計画的避難区域地域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点**のいずれかの設定等を受けている区域。

浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、南相馬市、葛尾村、飯館村、楢葉町、川内村、広野町、川俣町、田村市、伊達市

2 対象者

被災した日に組合員資格を有し、当該指示又は特定があった日に上記対象区域に住居を有しており、当該指示又は特定を受けたことにより転居して、住民票を移動した組合員等（「任意継続組合員」又は「被扶養者」含む）

（※仮設住宅への入居、住民票の移動を伴わない一時的な転居等は対象外）

3 支給割合

住宅及び家財の全部が消失、焼失又は滅失したときと同程度の損害があったと見なします（被災した日の標準報酬月額の「5か月分」が支給されます）。

《給付担当》

地方自治体医療費助成を受けている方は届出をお願いします！

地方自治体(都道府県・市区町村)の医療費助成を受けている方は、様式「地方自治体助成対象者届出書」を共済センター給付担当に提出していただく必要があります。**未提出の方は、至急提出してください。**

提出しないと、「共済組合の高額療養費・附加給付」と「地方自治体からの医療費助成」が二重に給付されることになり、重複した分は共済組合又は地方自治体に返納していただくことになります(※共済組合へ返納する場合、払込手数料は組合員負担となります)。

18歳以下まで、の自治体も増えてきています。過去に届出を提出した方でも、助成期間が延長した場合は、変更の届出を提出してください。

～主な地方自治体の助成制度～
(自治体ごとに異なります)

- 子ども医療費助成制度(15歳以下はほとんどの自治体が実施)
- 障がい者医療費助成制度(「障害者手帳」等お持ちの方)
- ひとり親家庭医療費助成制度

《高額療養費・附加給付の送金を停止している場合があります》

高額療養費・附加給付は、該当の組合員から請求書を提出していただくことなく、診療月の最短4か月以降に組合員のゆうちょ銀行口座に送金していますが、地方自治体の医療費助成を受けていると思われる場合等は二重給付を防止するため共済組合の判断で支給を停止します。

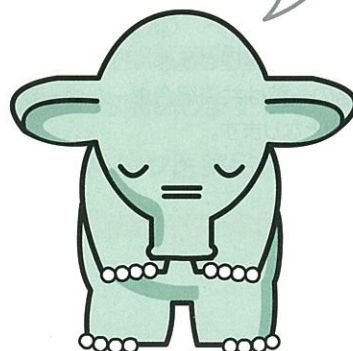
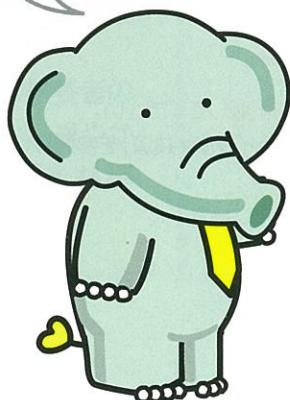
「ひとつの医療機関で1か月の自己負担が25,000円を超えている^(※1)」が、高額療養費等が送金されていない方は、請求書を提出していただく場合がありますので、共済組合コールセンターに照会してください。^(※2)

(※1) ひとつの医療機関につき1か月に21,000円以上の自己負担が世帯で複数生じた場合は、それらを合算したものが、高額療養費等の算定対象になります。

(※2) 給付事由が生じた日から2年間請求しないと、時効により給付を受ける権利が消滅しますので、注意してください。

今月から、私の被扶養者に、「障害者手帳」が交付されました。医療機関で提示すると、窓口での自己負担が大幅に減免されるのですが…

共済組合が高額療養費等の算定に使用する診療報酬明細書(レセプト)では、「障害者手帳」の有無・窓口での自己負担の有無が確認できません。給付金の自動送金を停止するため、届出を提出してください。



《給付担当》

「ジェネリック医薬品」の利用をお願いします ～ お薬代が節約できます ～

◇ 「ジェネリック(後発)医薬品利用のご案内」を送付します。

平成24年12月末に、「ジェネリック(後発)医薬品利用のご案内」を、対象となる組合員及び被扶養者あてに発送します。

送付対象者は、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬剤費の自己負担額の軽減額が大きい20歳以上の組合員及び被扶養者です。

今後も、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬剤費の自己負担額の軽減額が大きい組合員及び被扶養者あてに「ジェネリック(後発)医薬品利用のご案内」の送付を実施していきます。

お手元に「ジェネリック(後発)医薬品利用のご案内」が届かなかった方も、病院に通院した際には、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることができれば、自己負担額を軽減できる可能性がありますので、医師や薬剤師にご相談ください。

なお、「ジェネリック(後発)医薬品利用のご案内」は、日本郵政共済組合が株式会社オックスに個人情報の守秘義務を課し、委託して送付します。

《給付担当》

日本郵政共済組合(共済センター)の連絡先など

1 電話によるお問い合わせは

日本郵政共済組合コールセンター 電話番号:0120-97-8484

※通話料無料。携帯電話・PHSからでもご利用いただけます。

受付時間/午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違えないようにお願いします。

2 最新情報や各種手続の確認・請求書等様式の入手は

日本郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

掲載情報は随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出を行う前にご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への様式類の送付など、各種お申出は、コールセンターで受け付けます。

日本郵政共済組合モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>

自宅にパソコンがないなど、ホームページをご覧になれない時でも、イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※ QRコード対応のカメラ付き携帯電話を利用して、読み取りができます。



3 各種申請・請求書等様式のあて先は

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※ 各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため、必ず担当名を記載してください。

(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済」を参照してください)

※ 郵送料は差出人負担となります。